

高萩・北茨城広域事務組合契約事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法令等に定めがあるもののほか、高萩・北茨城広域事務組合（次条において「組合」という。）が行う契約、入札、事業者の選定、工事の検査等に係る事務（以下「契約事務」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(契約事務)

第2条 組合の契約事務は、別に定めるもののほか、北茨城市の契約事務の例により行うものとする。

(契約の相手方)

第3条 契約の相手方は、高萩市又は北茨城市の入札参加有資格者名簿により選定するものとし、これにより難しい場合は、管理者が適切な事業者と認めるものと契約を締結するものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、契約事務に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から制定する。